離調周波数	不要発射の強度の許容値
一〇・五MHz以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

注1　送信する電波の周波数が二、一一〇MHzを超え二、一三〇MHz以下のものにあっては二、一四〇MHz以上二、一八〇MHz未満、二、一三〇MHzを超え二、一五〇MHz以下のものにあっては二、一〇〇MHzを超え二、一二〇MHz以下及び二、一六〇MHz以上二、一八〇MHz未満、二、一五〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものにあっては二、一〇〇MHzを超え二、一四〇MHz以下の周波数帯に限り適用する。

2　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

第三項第二号中「通信等を行う無線局及び陸上移動中継局の送信装置」を「通信を行う無線局及び陸上移動中継局の送信装置」に改め、「陸上移動局」の下に「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

⑶　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであってチャネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
ア　陸上移動局対向器に係るもの	
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	
一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の周波数帯においては、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下の二〇〇kHz間隔の周波数三百七十六波において一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯においては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値	

注　離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

○総務省告示第百七十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ並びに第三項第六号、第四十九条の六の十第一項第二号ロ並びに別表第三号17⑶の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣　原口　一博

第三項第一号中「通信等を行う無線局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）」を「通信を行う無線局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）及び陸上移動中継局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、「陸上移動局」の下に「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

⑶　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであってチャネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）のうち陸上移動局対向器の送信装置